第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所
特定計量器型式承認関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４６号
石川県加賀市山中温泉菅谷町ヘ97番地１
債務者　梅田美智代
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１４０号
兵庫県宝塚市仁川団地３番14―203号
債務者　井上　博美
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
兵庫県宝塚市山本南１丁目29番１―407号、前住所大阪府箕面市坊島１丁目19番５号
債務者　村上　未来
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目22番10―407号
債務者　稲垣こと勝連こと　池　　美里
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２２号
兵庫県西宮市堀切町５番11号　中谷方、住民票上の住所大阪市西区新町３丁目１番17―220号
債務者　峰尾　典子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８６号
北九州市八幡西区馬場山緑４番５号（Ｂ―101）
債務者　山本さつき
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３９０号
福岡県遠賀郡芦屋町浜口町９番６―107号
債務者　赤川美和子（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第７０号
福島県郡山市咲田１丁目16番６号
債務者　力丸　麻弓
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
　　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
神戸市長田区一番町３丁目１番地　市住３―605号
債務者　田川　**静**男
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
　　神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７号
山口市平井1467番地３　岡ハイツ　Ａ―６
債務者　鈴木　元治
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
北九州市小倉南区東貫３丁目14番２―303号
債務者　大森　将任
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部